令和９年度

保育所等（※）入所申込みのご案内

※・・・保育所（園）・認定こども園・地域型保育

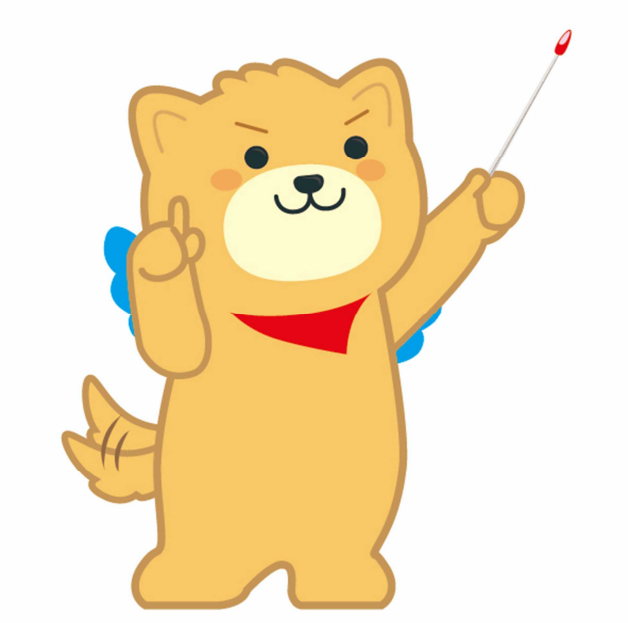

筑後市 PR キャラクター　はね丸

【第１次申込み】

令和８年１１月２日（月）～

１１月３０日（月）【期間厳守】

【第２次申込み締切】

令和９年３月１０日（水）

記入例は１３～１４ページを見てください。

【　も　く　じ　】

教育・保育給付認定について　・・・・・・・・　Ｐ１

保育の利用を必要とする要件　・・・・・・・・　Ｐ１

利用の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ２

申し込みに必要な書類　・・・・・・・・・・・　Ｐ３

利用者負担額（保育料）について　・・・・・　Ｐ５

保育所を退所するとき・・・・・・・・・・・・　Ｐ７

教育・保育施設一覧　・・・・・・・・・・・・　Ｐ９

その他の保育サービス　・・・・・・・・・・・　Ｐ１１

入所申込書記入例　・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１３

市役所の窓口受付時間が

変わっています！

月曜日～金曜日（開庁日）

９時００分　～

１６時３０分

★保活をもっと便利に！「保活ワンポータル」に登録しませんか？

「保活ワンポータル」に登録すれば、市内の保育施設の検索や見学予約など保活をオンラインで行うことができます。右のＱＲコードから、ご登録ください！

※見学予約は対応園のみです。

登録はこちら↓

◇教育・保育給付認定について

保育所、認定こども園、地域型保育などの給付対象施設または事業を利用するためには、認定を受ける必要があります。認定には、次の３つの区分があります。

認定区分	内容	◆利用時間区分	利用できる施設・事業
１号認定	**満３歳以上**で、幼稚園等での**教育**を希望される場合	教育標準時間	認定こども園（教育部分）
２号認定	**満３歳以上**で、「保育の利用を必要とする理由」に該当し、保育所等での**保育**を希望される場合	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育部分）
３号認定	**満３歳未満**で、「保育の利用を必要とする理由」に該当し、保育所等での**保育**を希望される場合	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育部分） 地域型保育

◆**「保育標準時間」**・・・保護者のいずれもが、就労などで月 120 時間以上の方。（最長 11 時間の利用時間）
◆**「保育短時間」**・・・保護者のいずれも、または、いずれかが、就労などで月 60 時間以上 120 時間未満の方。求職中及び育児休業中の方。（最長８時間の利用時間）

◇保育の利用を必要とする要件

保育認定（２号・３号）は、保護者全員が次のいずれかの要件に該当することが必要です。

保育の利用を必要とする要件	
就労	フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働などを含む（月 60 時間以上）
妊娠、出産	出産予定日の前２か月から出産日の後２か月
病気、障害	保護者の病気、負傷または心身の障害
介護、看護	同居または長期入院している親族などの介護・看護
災害復旧	地震・風水害・火災などの災害時における復旧の間
求職活動	求職活動または起業の準備（一世帯につき最高３か月間）
就学	職業訓練校等における職業訓練を含む
虐待、ＤＶ	虐待やＤＶのおそれがあること
育児休業	育児休業取得中に、保育が必要な子どもがいること（ただし育児休業の対象となる子どもは除く） ※育児休業対象となる子どもは、職場復帰月の前月１日から入所申込み可能です。 例：７月復帰は６月より入所可能（５月 10 日までに申込み）
その他	上記に類する状態として市長が認める場合

◆教育標準時間認定（１号）の有効期間は３年間（小学校就学前まで）が基本です。保育認定（２号・３号）の有効期間も３年間（２号認定は小学校就学前まで、３号認定は満３歳の誕生日まで）が基本ですが、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合はその時点までです。ただし、求職活動の場合は、３か月間が有効期間となります。
◆就労時間や事由に変更があった場合は、変更申請が必要です。

注意！！…変更内容が適用されるのは、原則、申請月の翌月からです。

例：４月入所時、求職理由で短時間認定を受けた児童の保護者が、５月から月 120 時間の就労に変わられた場合、４月中に就労証明書を提出し認定内容変更の申請をすれば、５月から標準時間に変更できます。ただし、５月になって申請した場合、５月中は短時間のまま、６月からが標準時間での利用となります。

◇利用の流れ　～認定申請と利用申込について～

１　保育所、地域型保育の利用を希望する場合

認定申請
入所申込

令和８年１１月２日～１１月３０日(市役所閉庁日を除く。)
・必要書類を全てそろえて、お申し込みください。
・在園児は園へ、新入園児及び転園希望者は、児童・保育課窓口(9 時 00 分～16 時 30 分)へ提出。

選考
（利用調整）

・定員を超える希望があった場合は、希望園で調整します。
・「筑後市保育施設の利用調整に関する選考基準」に基づき、優先度の高い方から入所決定となります。先着順ではありません。

認定証の交付
及び
選考結果の通知

令和９年２月中旬（時期は前後する場合があります。）
・認定証及び選考結果等を郵送でお知らせします。

認定証…保育の必要性を確認し、認定された区分等を証明するものです。
※既に認定済の在園児等については交付されません。
認定証は保育所等の入所に必要となりますので、大切に保管してください。

入　所

・**入所承諾**の場合…後日施設より入所準備等について連絡があります。
・**入所保留**の場合…申込取下げの届がない限り、令和９年度中は毎月希望施設について利用調整を行います。ただし、希望施設の変更がなければ、次回の通知は入所が承諾となった場合にのみ行います。
第２次申込み〆切日：令和９年３月１０日（水）

２　認定こども園を利用希望の場合

認定申請
入所申込

令和８年１１月２日～１１月３０日
（市外の施設の入所申込期間は、各施設に確認してください）

１号認定希望の方…市内市外に関わらず直接園へ提出。
２・３号認定希望の方…市内の認定こども園を希望の方は直接園へ、その他の市外の施設を希望の方は児童・保育課へ提出。

選考
（利用調整）

令和９年２月中旬（時期は前後する場合があります。）
・保育を必要とする子ども（２号・３号認定）の場合、申請者の希望、認定こども園等の状況などにより、市が選考（利用調整）を行います。
・認定証及び選考結果等を郵送でお知らせします。

認定証…保育の必要性を確認し、認定された区分等を証明するものです。
※既に認定済の在園児等については交付されません。
認定証は保育所等の入所に必要となりますので、大切に保管してください。

認定証の交付
及び
選考結果の通知

入　園

◇申し込みに必要な書類

希望する認定区分によって必要な書類が変わります。

筑後市 PR キャラクター　パネコ

1　教育・保育給付認定申請書兼入所申込書（1 号 ）
　　教育・保育給付認定申請書兼入所申込書（2・3 号）
2　保育の必要性を証明する書類
3　利用者負担額（保育料）を決定するための書類
4　重要事項チェックシート　※保育所等入所申請チェック票の裏（2・3 号）
5　入所児童アンケート（2・3 号）
6　その他（広域入所理由書　等）

1　教育・保育給付認定申請書兼入所申込書（1 号、2号、3号すべての人）

入所を希望する児童 1 名につき 1 枚必要です。

2　保育の必要性を証明する書類（2号、3号のみ）

教育・保育給付認定申請書兼入所申込書を提出の際、保護者全員分について必ず提出してください。
すべてそろっていない場合は、受付できません。**※下記書類は児童それぞれに添付が必要です（写し可）。**

保育の利用を必要とする理由	必要書類（市指定様式）
会社等に勤務（パート、事業専従者、育休復帰者など）※内定者含む 自営業または家族従事者	就労証明書（勤務先に記載してもらう） ※押印は省略可能です。詳しくは記入要領をご確認ください。 自営業の場合は、就労証明書に加え、自営を証明できる書類（営業許可証・開業届等の写し等）も必要 （内職をしている人は内職証明書）
妊娠・出産（産前産後各 2 か月。引き続き育休をとる場合は別途手続必要）	保育施設入所理由申立書 母子健康手帳 【氏名と出産(予定)日が記載されたページの写し】
病気・障害	診断書または身体障害者・精神障害者・療育手帳(写し)
介護・看護をしている人	保育施設入所理由申立書 身体障害者・精神障害者・療育手帳（写し）、診断書、介護保険被保険者証（写し）のいずれか
求職（最高 3 か月間。仕事が決まれば延長）	保育施設入所理由申立書(仕事が決まったら速やかに就労証明書を提出してください)
就学	保育施設入所理由申立書 在学証明書または学生証の写し カリキュラム等（受講時間・日数がわかるもの）
育児休業	就労証明書 （育休期間・復職予定等の記載があること）

３　利用者負担額（保育料）を決定するための書類（以下に該当される方）

筑後市外に住民登録がある人	個人番号がわかるもの	例：申請書裏面に個人番号（マイナンバー）を記入。マイナンバーカードの写し等。
令和７年中に海外で収入のあった人	令和７年中の収入がわかるもの	例：海外勤務の場合、会社発行の給与支払報告書等。

４　重要事項チェックシート（２号、３号のみ）

入所とその後の手続きで、確認していただきたい重要なことを記載したものです。
必ず内容を確認いただき、すべての項目に☑したうえで提出ください。

５　入所児童アンケート（２号、３号のみ）

児童の様子（状況）を入所施設にお伝えするためのものです。

６　その他（広域入所理由書　等）

事情があり市外施設への入所を希望する場合の「広域入所理由書」など、各世帯の状況に応じて申込時に必要な書類があります。

◆市指定様式は、児童・保育課に準備しています。また、市ホームページでもダウンロードできます。
◆添付書類は、一度提出されると返却はできません。
◆申込書類に虚偽があった場合、入所（認定）を取消し、判明した時点で退所していただきます。

提出した書類の内容に変更がある場合は届出が必要です

- 家族状況の変更（結婚、離婚、世帯員の変更等）
- 就労状況の変更（退職、就職、転職、育児休業取得など）
- 保育が必要な理由の変更（就労→求職、病気→就労、就労→介護、就労→出産など）
- 退所（提出日以前にさかのぼって退所することはできません）
- 市内での転居
- 市外への転出（転出月までで退所となります）

筑後市 PR キャラクター　ボネコ

◇利用者負担額（保育料）について

１　保育料の決定

・筑後市で定める利用者負担額(保育料)基準月額表に基づき、**保護者の市町村民税額**により算定します。

※ただし、保護者の収入合計が１００万円未満の場合、同居の祖父母のうち市町村民税の高い方を家計の中心者とみなし、その方の市町村民税課税額を含めて、算定します。

保育料の切り替え時期は、毎年９月です。９月以降の保育料が変更になる場合、通知します（９月中旬頃）。変更がない場合、通知はありません。

※年齢は４月１日時点の年齢で算定します。

４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
令和８年度の市町村民税に基づく					令和９年度の市町村民税に基づく						

幼児教育・保育の無償化に伴い、下記の児童の保育料は無料になります。

★１号認定児童

★２号認定（令和９年４月１日現在で３歳以上の児童）

★３号認定（３歳未満の児童）で市町村民税非課税世帯

※２号認定児童について、年度途中で３歳になる児童は翌年度の４月１日から無料になります。

２　副食費の徴収について

・１号認定、２号認定の児童の給食費（主食費・副食費）は保育料から切り離され、引き続き保護者の方にご負担いただくことが原則となりますのでご注意ください。ただし、年収 360 万未満相当世帯の児童と第３子以降の児童については、副食費が免除されます。３号認定の児童については保育料に含まれます。

※免除対象者にのみ、市から通知が届きます。

※副食費の算定切り替え時期は、保育料の切り替え時期と同じく毎年９月です。

※施設によって徴収方法が異なりますので、詳しくは直接施設へご確認ください。

保育料及び幼児教育・保育の無償化については、筑後市のホームページをご覧ください。

保育料について　　無償化について

３　保育料の支払い方法

★私立保育所・筑後市立保育所の利用者：市へ支払ってください。

◆口座振替◆

・振　　替　　日：毎月末日（12 月のみ 25 日）※末日が土、日、祝日の場合は翌営業日
・取扱金融機関：福岡銀行、西日本シティ銀行、大牟田柳川信用金庫、筑邦銀行、九州労働金庫、
　　筑後信用金庫、福岡八女農業協同組合、ゆうちょ銀行
・申　込　方　法：「口座振替依頼書」を金融機関窓口へ提出してください。
　　（手続きに必要なもの・・・預貯金通帳、通帳の届出印）
　　「口座振替依頼書」は市内の金融機関と児童・保育課に準備しています。
　　インターネットからも口座振込の手続きが可能です。
　　詳しくは、ホームページをご覧ください。

・振　替　開　始：金融機関の受付の翌月分から

※保育所に入所される児童１人ずつの手続きが必要です。
※一度手続きをされると、卒園まで手続きの必要はありません。
※振替ができなかった場合、再振替は行いませんのでご注意ください。

◆納付書◆

・年２回に分けて送付します。　４月～８月分：４月中旬、９月～３月分：９月中旬
・納　期　限：毎月末日（12 月のみ 25 日）※土、日、祝日の場合は翌営業日
・納付場所：コンビニエンスストア、金融機関（福岡銀行、筑後信用金庫、西日本シティ銀行、
　　大牟田柳川信用金庫、筑邦銀行、福岡八女農業協同組合、沖縄県を除く九州内の郵便局
　　及びゆうちょ銀行）、筑後市役所、スマートフォン決済

◆スマートフォン決済◆

・対応アプリ：PayPay、ｄ払い、au PAY、FamiPay

・注意事項：★領収書は発行されません。アプリ内の履歴でご確認ください。領収書が必要な場合は
　　金融機関やコンビニで納付してください。
　　★アプリ決済をした場合、筑後市での納付確認に 2～3 週間程度要します。
　　★アプリで行った取引を消すことは出来ません。二重納付にご注意ください。
・使用不可能な納付書：バーコードがない納付書、一枚あたりの金額が 30 万円を超える納付書、
　　納付金額を訂正した納付書、破損等でバーコードが読み取れない納付書

★認定こども園、地域型保育、市外の公立保育所の利用者：各施設へ支払ってください。

４　保育料を滞納した場合

納付期限内に納付ができなかった場合、翌月 20 日（土、日、祝日の場合は直前の営業日）に督促状を発送します。

また、滞納が続いた場合は、口座振り込みの児童手当を児童・保育課での窓口支給とし、保育料を納めていただきます。また、子ども・子育て支援法附則第６条第６項の規定に基づき財産及び給与等を差し押さえる場合があります。

◇保育所を退所するとき

転出等により保育所を退所するときは、退所月の 10 日までに児童・保育課へ「教育・保育施設退所届」を提出してください。原則、転出日の属する月末で退所となります。ただし、転出日が１日の場合は前月末で退所となりますのでご注意ください。

令和9年度　保育所・認定こども園・小規模保育等
（2号・3号認定）にかかる利用者負担額

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		月　額		2号認定子ども（3歳以上児）副食費
区分	市町村民税の課税状況等	3号認定子ども（3歳未満児）		
		保育短時間	保育標準時間	
1	生活保護世帯	0	0	1～4A階層 副食費免除 ※第3子以降無料 （年齢上限なし）
2	市町村民税非課税世帯	0	0	
3（特）	市町村民税所得割課税額 48,600円未満 ※母（父）子世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯	6,400 (0)	6,500 (0)	
3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	15,700 (7,850)	16,000 (8,000)	
4(特)A	市町村民税所得割課税額 48,600円以上77,101円未満 ※母（父）子世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯	6,400 (0)	6,500 (0)	
4A	市町村民税所得割課税額 48,600円以上57,700円未満	23,100 (11,550)	23,500 (11,750)	
4(特)B	市町村民税所得割課税額 77,101円以上97,000円未満 ※母（父）子世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯	23,100 (11,550)	23,500 (11,750)	4（特）B～8階層 副食費は 園へ支払い ※第3子以降無料 （就学前児童をカウント） 下記参照
4B	市町村民税所得割課税額 57,700円以上97,000円未満	23,100 (11,550)	23,500 (11,750)	
5	市町村民税所得割課税額 97,000円以上169,000円未満	34,400 (17,200)	35,000 (17,500)	
6	市町村民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未満	45,700 (22,850)	46,500 (23,250)	
7	市町村民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	47,200 (23,600)	48,000 (24,000)	
8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	49,200 (24,600)	50,000 (25,000)	

※税額の計算には、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割控除などは適用しません。

※( )内は第2子の金額です。

・第3（特）・第3・第4（特）A・第4A階層に該当する場合は、保護者と生計を一にする子のうち1人目を第1子、2人目を第2子とします。

・第4（特）B・第4B・第5・第6・第7・第8階層に該当する場合は、同一世帯から二人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、届出保育施設、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合の2人目を第2子とします。

※階層に関わらず、第3子以降の保育料は無料となります。

※8月分までの保育料は令和8年度の市町村民税、9月以降の保育料は令和9年度の市町村民税額により決定されます。

※この保育料のほかに、施設によって教材代・行事代などの実費徴収費が必要になる場合があります。

◇教育・保育施設一覧　※施設入所の前に、あらかじめ希望される園をご見学ください。（要予約）

施設名	所在地	電話番号 市外局番0942	対象年齢	利用定員	保育標準時間（延長保育） 保育短時間	バス	制服
◆保育所							
★筑後保育所	長浜 2427	53-5406	0～5歳児	120	7時～18時（19時） 8時～16時	－	－
★あさひ保育園	和泉 102	53-7733		90	7時～18時（19時） 8時～16時	－	－
楠の実保育園	西牟田 3463-1	53-7211		70	7時30分～18時30分(19時30分) 8時30分～16時30分	－	－
幸輪保育園	徳久 86	53-0175		150	7時～18時（19時） 8時30分～16時30分	－	○
桜保育所	蔵数 500-12	52-5093		100	7時～18時（19時） 8時～16時	－	－
羽犬塚ナーサリー	羽犬塚 231-1	52-8855		120	7時～18時（19時） 8時30分～16時30分	－	○
筑後二川保育園	富重 355-2	53-6301		120	7時～18時（19時） 8時～16時	－	○
★輝保育園	西牟田 6052-6	52-3082		90	7時～18時（19時） 8時～16時	－	－
船小屋保育園	尾島 789	52-7133		90	7時～18時（19時） 8時～16時	－	○
古川保育園	溝口 1231	52-4308		60	7時～18時（19時） 8時～16時	－	－
★松原保育園	熊野 772	53-7583		150	7時～18時（19時） 8時～16時	－	○
水田幼児園	水田 64-4	53-2619		150	7時～18時（19時） 8時～16時	－	○
★椋の実保育園	馬間田 975-1	0944 63-6466		90	7時～18時（19時） 8時～16時	○	○
◆認定こども園							
和泉幼稚園	山ノ井 480-1	53-2866	0～5歳児	291	7時30分～18時30分（19時） 8時30分～16時30分	○	○
筑後中央幼稚園	久富 1190	53-7890		150	7時30分～18時30分（19時） 8時00分～16時00分	○	○
九州大谷幼稚園	蔵数 496-28	53-9883		139	7時30分～18時30分 （土曜のみ～17時30分） 8時30分～16時30分	○	○
◆小規模保育（地域型保育）							
どろんこ保育園 （連携：桜・輝）	熊野 1344-30	54-1937	0～2歳児	12	7時～18時 8時30分～16時30分	－	－
★めだか保育園 （連携：松原・筑後・和泉）	高江 720-3	65-8439	0～2歳児	19	7時～18時（19時） 8時～16時	－	－
★筑後どんぐり保育園 （連携：椋の実・船小屋）	水田 930-1	65-5443	0～2歳児	19	7時30分～18時30分（19時） 8時30分～16時30分	－	－
はらっぱ保育園 （連携：椋の実・船小屋）	津島 977	65-8583	0～2歳児	12	7時30分～18時30分 8時30分～16時30分	－	－
★ニチイキッズ長浜保育園 （連携：九州大谷・幸輪・羽犬塚）	長浜 2237-1 大坪ビル 102	42-1771	0～2歳児	19	7時30分～18時30分（19時） 8時～16時	－	－
★長浜どんぐり保育園 （連携：水田・筑後）	長浜 559-1	48-1777	0～2歳児	12	7時30分～18時30分（19時） 8時30分～16時30分	－	－

★のついている施設は、オンラインでの見学予約が可能です。

※連携とは…小規模保育施設卒園後の受入先として協定を締結している施設です。卒園児について、施設と協議のうえ優先的に入所選考を行います。

筑後市保育・教育施設マップ

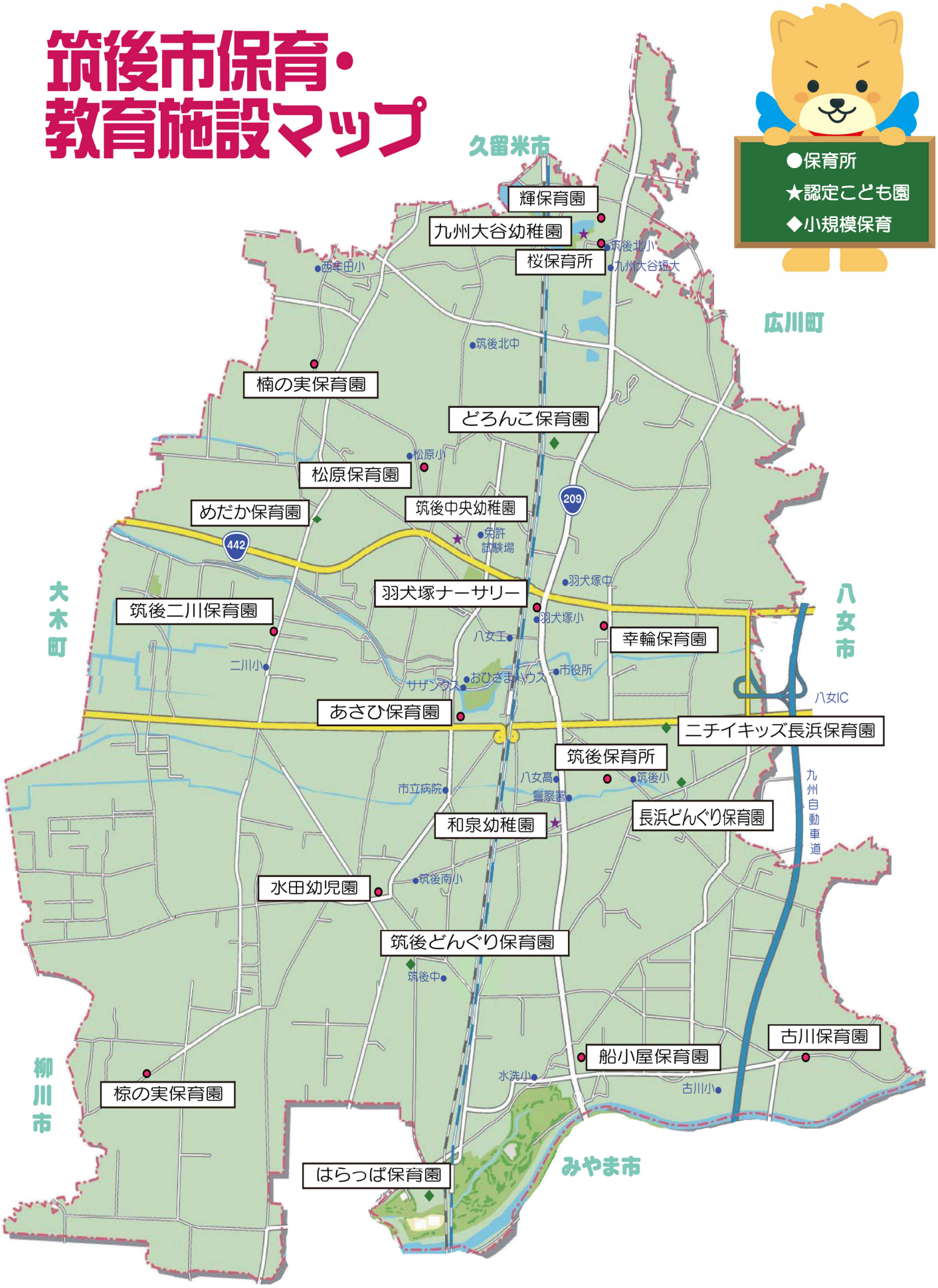

◇その他の保育サービス

1　日曜、祝日も仕事のとき

休日保育事業

日・祝日に保護者の仕事のため、家庭での保育ができないお子さんを筑後保育所の保育士がお預かりする事業です。利用するためには、事前に登録と予約が必要です。

◆保育日・保育時間◆　日・祝日（12月31日～1月３日は除く）７：３０～１８：００
◆　保　育　場　所　◆　筑後保育所（筑後市長浜2427番地）
◆　利　用　手　続　き　◆　①筑後保育所、児童・保育課窓口またはおひさまハウスで登録に必要な書類をもらう。
②筑後保育所に連絡し、面接日時を決める。
③登録に必要な書類を提出し、面接を受ける。
④利用日の申込みをする［利用希望日の7日（日曜日、祝日を除く）前まで］
◆　利　用　料　金　◆　３歳未満　１日2,２００円（５時間未満1,１００円）
３歳以上　１日1,８００円（　　〃　　９００円）
※昼食、お茶・ミルクは持参してください。
◆予約・問合せ◆　筑後保育所　０９４２－５３－５４０６

2　お子さんが病気のとき

病児一時預かり事業

生後３か月から小学生までのお子さんが病気の回復期等で、集団生活が困難であり、昼間家庭で保育できない場合に一時預かりを行う事業です。

～こんな時に利用できます～
・風邪をひいて、まだ園(学校)に行かせるのは心配
・下痢で、投薬しながら食事療法をしている
・水ぼうそう、おたふくかぜ等で、まだ登園(校)許可が出ていない　　など

◆　場　所　◆　病児保育施設「ちっこハウス」（筑後市立病院よこ）
◆　開　設　時　間　◆　月～土曜日(第３土曜を除く)　８：００～１８：００
日曜日、祝日、８/15、12/30～1/3は休み
◆　利　用　手　続　き　◆　①利用登録（年度内に１回）
②かかりつけ医に受診し、「連絡票」をもらう
③利用の前日（前日が閉所日の場合は直前の開所日）に「ちっこハウス」へ電話
◆利　用　料　金◆　（福岡県病児保育利用料無償化事業費補助金適用後）

居住地		金　額	
		一日利用	半日利用
県内	市内居住の方	０円	０円
	市外居住で市内へ通勤の方	1,000円	０円
	市外居住の方	2,000円	０円
県外	県外居住で市内へ通勤の方	3,000円	1,500円
	県外居住の方	4,000円	2,000円

※半日利用とは、13:00までまたは13:00以降の利用に限ります。
13:00をまたいだ場合は、利用時間に関わらず一日扱いとなります。
※医療行為等にかかる費用は含まれません。
※食事、おやつは原則持参です。　　※ミルクは準備していませんので、持参してください。

◆予約・問合せ◆　ちっこハウス　０９４２－５２－２５７７　受付時間：８：00から18：00

３　子育て中に困ったとき

ファミリー・サポート・センター事業

子育ては、家族だけでは、大変な時も！そんな困った時に、援助する会員が子どものお世話や家事のお手伝いをする会員制のシステムです。

入会金無料、年会費無料、補償保険加入。みんなの力で楽しく子育てしませんか？

◆ 受　　付 ◆　月曜～金曜　８：30～17：15

◆ 利 用 手 続 き ◆　ファミリー・サポート・センターにて、依頼会員の登録手続きが必要

◆ 利 用 料 金 ◆

利用日時	利用料	助成金
平日・土曜（7：00～19：00）	１時間あたり５００円	１時間あたり２００円 （ひとり親 300 円）
平日・土曜の上記外の時間、日祭日	１時間あたり７００円	１時間あたり３００円 （ひとり親 400 円）

※市内居住の方は利用料から助成金を差し引いた金額を負担していただきます。

◆ 予 約 ・ 問 合 せ ◆　ちくごファミリー・サポート・センター
０９４２－５３－３１２３　（子育て支援拠点施設　おひさまハウス内）

４　一時的に家庭での保育が困難となるとき

一時預かり事業

保護者のパート就労・職業訓練・就学・疾病・出産・災害・事故・看護・冠婚葬祭・育児疲れなどにより一時的に家庭での保育が困難となるお子様を保育施設でお預かりするものです。

実施施設	対象年齢	〈利用日数〉 お子様１人あたり　月 14 日以内	
どろんこ保育園	就学前まで	熊野 1344-30	☎54-1937
はらっぱ保育園	就学前まで	津島 977	☎65-8583
めだか保育園	３歳未満	高江 720-3	☎65-8439
筑後どんぐり保育園	３歳未満	水田 930-1	☎65-5443
ニチイキッズ長浜保育園	３歳未満	長浜 2237-1 大坪ビル 102	☎42-1771
九州大谷幼稚園	３歳未満	蔵数 496-28	☎65-3789
利用料金	預かり時間・給食の有無により異なりますので、直接施設へお問合せください。 例）平日・５時間以上・給食あり（３歳未満）2,200 円		

※その他、ぶどうの樹げんき塾、にじいろこども園筑後、あおぞら保育園（すべて企業主導型保育所）でも一時時預かりを実施しています。預かり時間、利用料金、手続き方法等は施設へお問合せください。

【　ぶどうの樹げんき塾　☎65-5336　】【　にじいろこども園筑後　☎64-9650　】

【　あおぞら保育園　☎52-8870　】

◆ 予 約 ・ 問 合 せ ◆　料金、申込等に関するお問合せは、利用を希望する施設へお願いします。

（2・3号認定用）

新 規

受 付 印

教育・保育給付認定申請書兼
保育所（園）・認定こども園

記入例
「保育所等入所申込みのご案内」の該当するページをご参照ください。
きょうだい同時に申込む場合も児童ごとに申込書が必要です

筑後市長　様（施設長　様）
次のとおり、施設型給付費・地域型
また、市が施設型給付費・地域型保
閲覧し、その情
ます。
たって、４月入所の場合は認定事務
用調整の結果とともに２月以降にな

文書通知の宛名となる保護者

【1ページ】
支給認定について

直筆で署名をお願いします。
印鑑は不要です。

【申請日】
令和　**8**年　**11**月　**24**日
保護者氏名（署名）　**筑後　一郎**　　保護者氏名（署名）　**筑後　みどり**

利用を希望する認定区分	☑2号（保育・3歳以上児） ☑標準時間　□短時間	□3号（保育・3歳未満児） □標準時間　□短時間	1号認定併願の有無	☑無　□有 2号優先

児童	フリガナ	チクゴ　タロウ	性別	現在の保育状況
	氏名	**筑 後　太 郎**	☑ 男 □ 女	□家庭内保育　□産休・育休取得中 ☑保育施設等（　○○○園　） □その他（　　）
	生年月日	R　**3**年　**4**月　**10**日 （令和９年４月１日現在：**5**歳）	障害の有無	☑無　□有（身体　級・療育Ａ　B・精神　級） ※特別児童扶養手当：☑無　□有
住　所		筑後市大字　**山/井 898　はね丸ハイツ 22 号室**		
別居の父母		**福岡県久留米市○○町△△番地□□** ※児童と別居している保護者がいる場合はその住所を記入してください		
令和８年１月		父：□筑後市内　☑市外（　**久留米**　(市)・町・村） 母：□筑後市内　☑市外（　**久留米**　(市)・町・村）	令和９年１月１日現在の住所	父：☑筑後市内　□市外（　　市・町・村） 母：□筑後市内　☑市外（　**久留米**　(市)・町・村）

【9・10ページ】
施設一覧・マップ

	施設（事業者）名	見学
利用を希望する施設名	第1希望　○○○○**保育園**	(有)・無
	第2希望　△△△△**保育園**	(有)・無
	第3希望　□□□□**保育園**	有・(無)
利用を希望する期間	令和　**9**年　**4**月　**1**日から令和　**10**年　**3**月**31**日まで	

保育を必要とする理由			
父	1.☑就労 2.□病気・障がい 3.□介護・看護 4.□求職活動 5.□就学 6.□育児休業 □その他（　　）	母	1.☑就労 2.□病気・障がい 3.□介護・看護 4.□求職活動 5.□就学 6.□育児休業 7.□妊娠・出産 □その他（　　）

※市記入欄

【1ページ】
必要とする理由一覧

②世帯の状況（世帯分離等を含め、同居している人全員を記入してください。）
※別居している父母や、別居している生計が同一の子ども（例：離れて暮らす高校生や大学生など）がいる場合、該当するすべての人を記入してください。保育料算定に関わる場合があります。

区分		氏　名	児童との続柄	生　年　月　日	携帯電話番号	勤務先または学校名等	備考
児童以外の同居人	①	**筑後　一郎**	**父**	**S61・10・11**	**090－1111－1111**	**㈱山/井**	□別居
	②	**筑後　みどり**	**母**	**S63・12・22**	**090－2222－2222**	**はね丸病院**	☑別居
	③	**筑後　弥生**	**姉**	**H28・6・20**	－　－	**○○小学校**	□別居
	④	**筑後　大輔**	**祖父**	**S35・1・1**	**090－3333－3333**		
	⑤	**筑後　花子**	**祖母**	**S38・3・2**	**090－4444－4444**		
	⑥	**筑後　いと**	**曾祖母**	**S15・11・30**	－　－		
生活保護適用の有無			☑適用無し　□適用有り（　年　月　日保護開始）				
同居する障害者の有無			□無　☑有（氏名：**筑後 いと**　手帳番号：**123456 号**　等級：**3 級**）				

R9.4.1 時点の情報をご記入ください。

（裏面）

③個人番号（マイナンバー）記入欄

個人番号 12 桁を記入してください。																															
	児童本人	1	1	1	1	-	1	1	1	1	-	1	1	1	1																
	①	2	2	2	2	-	2	2	2	2	-	2	2	2	2	④	5	5	5	5	-	5	5	5	5	-	5	5	5	5
	②	3	3	3	3	-	3	3	3	3	-	3	3	3	3	⑤	6	6	6	6	-	6	6	6	6	-	6	6	6	6
	③	4	4	4	4	-	4	4	4	4	-	4	4	4	4	⑥	7	7	7	7	-	7	7	7	7	-	7	7	7	7

＜市町村記入欄＞

表面「世帯の状況」の記載順に個人番号を記入してください。
例）①欄「2222-2222-2222」⇒父（筑後一郎）の個人番号を記入
※筑後市外に住民登録がある場合は個人番号確認書類（個人番号カードの写し等）を必ず添付してください。

※市記載欄

入所の可否	入所期間
□可（　　年　　月　　日） □否（理由	自　　年　　月　　日

8 年度市民	円
9 年度市民	円
期　間	特記事項
月～	ひとり親・害・生保
月～	ひとり親・害・生保
月～	ひとり親・害・生保
月～	ひとり親・害・生保
月～	ひとり親・害・生保
備　考	
処　理	

記入不要

※施設記載欄

受	
施設（	
備考（市等）	

【問合せ】

筑後市　児童・保育課

TEL　０９４２－６５－７０１７

FAX　０９４２－５３－１５８９